

熊本県公報

第 1 1 4 9 9 号
平成 19 年 1 月 10 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 長洲港公有水面埋立しゅん功認可……………(港 湾 課) 1
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 2
- 医療情報システム等の賃貸借に係る入札参加資格……………(障害者支援総室) 3
- 都市計画法の事業計画変更……………(下水環境課) 3
- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生……………(畜産課) 4
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 4
- " "……………(") 4
- " "……………(") 4
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- " "……………(") 6
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 6
- " "……………(") 6
- 百貫港港湾施設の概要……………(港 湾 課) 6
- 公 告
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 7
- " "……………(") 7
- 道路位置の指定の廃止……………(") 8
- 医療情報システム等の賃貸借……………(障害者支援総室) 8
- 建設業法第 28 条第 3 項及び第 29 条の 4 第 1 項に基づく監督処分……………(監 理 課) 10
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 11
- 開発行為工事検査済証の交付及び開発行為工事完了……………(") 11
- 県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 11
- 二級建築士の懲戒処分……………(建 築 課) 12
- " "……………(") 12
- 県有財産の売却……………(管 財 課) 12
- 二ホンジカ第 3 期特定鳥獣保護管理計画の策定に係る公聴会の開催……………(自然保護課) 13
- 換地計画の決定及び公告・縦覧……………(農村整備課) 13
- " "……………(") 13
- 訓 令
- 起債台帳及繰替使用台帳整理二関スル手続を廃止する訓令……………(市町村総室) 13
- 登 載 依 頼
- 菊池川水系(上内田川)における竿釣り以外の漁法での採捕禁止区域の設定……………(内水面漁場管理委員会) 14
- 菊池川の岩野川吐合口における水産動植物の採捕禁止区域の設定……………(") 14
- 直接請求に係る連署基準数……………(選挙管理委員会) 14
- " "……………(") 14
- 海区漁業調整委員会の直接請求に係る連署基準数……………(") 15
- 自転車による交通事故を防止するための調査研究業務委託……………(警察本部交通企画課) 15
- 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催……………(健康危機管理課) 17
- 正 誤
- 平成 18 年 8 月 25 日熊本県告示第 870 号(海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正)中……………(港 湾 課) 17

告 示

熊本県告示第 1 号
公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公

有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷 義子
- 2 しゅん功認可年月日
 平成 18 年 12 月 21 日
 熊本県指令港第 4 号
- 3 埋立区域 (1-1 工区)
 - (1) 位置
 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面
 - (2) 区域
 次の地点のうち①の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線、㉑、㉒、㉓の地点
 までを順次に結んだ線及び①の地点と㉑の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位
 (D.L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 ①の地点 国土地理院長洲小学校四等三角点 (北緯 32 度 55 分 54 秒 545、東経 130
 度 26 分 47 秒 043) から 268 度 14 分 27 秒 574.38 メートルの地点
 ②の地点 ①の地点から 264 度 32 分 45 秒 55.91 メートルの地点
 ③の地点 ②の地点から 354 度 37 分 12 秒 1.49 メートルの地点
 ④の地点 ③の地点から 264 度 22 分 32 秒 4.67 メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から 174 度 08 分 33 秒 1.48 メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から 264 度 33 分 35 秒 33.00 メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から 354 度 30 分 23 秒 1.49 メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から 264 度 45 分 35 秒 4.66 メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から 175 度 45 分 57 秒 1.48 メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から 264 度 30 分 19 秒 20.28 メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から 174 度 31 分 41 秒 32.40 メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から 263 度 58 分 38 秒 1.49 メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から 174 度 29 分 44 秒 4.71 メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から 85 度 20 分 17 秒 1.48 メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から 174 度 30 分 48 秒 35.35 メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から 263 度 15 分 22 秒 1.52 メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から 174 度 35 分 03 秒 4.66 メートルの地点
 ⑱の地点 ⑰の地点から 85 度 30 分 35 秒 1.49 メートルの地点
 ⑲の地点 ⑱の地点から 174 度 34 分 59 秒 3.27 メートルの地点
 ⑳の地点 ⑲の地点から 264 度 38 分 37 秒 6.45 メートルの地点
 ㉑の地点 ⑳の地点から 354 度 34 分 28 秒 166.90 メートルの地点
 ㉒の地点 ㉑の地点から 84 度 32 分 08 秒 125.80 メートルの地点
 - (3) 面積
 11,335.84 平方メートル
 うち公共帰属面積 国へ 226.51 平方メートル
- 4 埋立地の用途
 ふ頭用地
 道路用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
 平成 12 年 3 月 22 日
 熊本県指令港第 12 号
 変更許可年月日及び番号
 平成 18 年 7 月 13 日
 熊本県指令港第 2 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村
 長洲町

熊本県告示第 2 号

熊本県少年保護育成条例 (昭和 46 年熊本県条例第 30 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 12 月 21 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	平成未亡人下宿 痴漢みだら指 (新東宝) ド・有頂天ラブホテル 今夜も、満員御礼 (新日本) 淫乱 後家殺し (新東宝) 桃色仁義 姐御の白い肌 (オーピー)	著しく性的感 情を刺激し、少 年の健全な育成 を阻害するおそ

<p>人妻痴女 ONANIE ノーパン便所 (新日本) 熟母・娘 乱交 (新東宝) 昭和エロ浪漫 生娘の恥じらい (オーピー) 美白教師 本番性感講習 (新日本) 萌えメイド 未成熟なご奉仕 (オーピー) 叔母と甥 溺れた恥縁 (新日本) 若女将 いんらん温泉宿 (新東宝) 淫母の性教育 奥までちょうだい! (新日本) 告白 熟女のやり放題 (新東宝) 巨乳な姉妹～谷間に吸いつけ～ (オーピー) 和服近親レズ 義母と濡袴娘 (新日本) 裸の三姉妹 淫交 (新東宝) 美人音楽教師 濡れ下着 (新日本) 愛人秘書 ノーパン悶絶 (新日本) 盗撮サイト 情事に濡れた人妻 (オーピー)</p>	<p>れがある。</p>
--	--------------

熊本県告示第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 借入物品及び数量
医療情報システム等 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581(ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 1 月 10 日(水)から平成 19 年 2 月 2 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 4 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 八代市

2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画下水道事業 八代公共下水道

3 事業計画

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 49 年熊本県告示第 168 号、昭和 51 年熊本県告示第 49 号、昭和 53 年熊本県告示第 242 号、昭和 54 年熊本県告示第 230 号、昭和 56 年熊本県告示第 461 号、昭和 60 年熊本県告示第 207 号、昭和 63 年熊本県告示第 746 号、平成元年熊本県告示第 623 号、平成 3 年熊本県告示第 955 号、平成 6 年熊本県告示第 780 号、平成 9 年熊本県告示第 199 号、平成 11 年熊本県告示第 280 号、平成 15 年熊本県告示第 813 号、平成 16 年熊本県告示第 795 号及び平成 17 年熊本県告示第 369 号の事業地のうち、八代市大字古閑中町字竹下及び字碓並びに新港町四丁目地内において事業地を変更し、同事業地に、八代市大字古閑中町字源田、字塩浜、字冬築、字六反田、字井の免、字若宮及び字沖下並びに大字古閑下町字三郎渚、字中新地、字権限田、字川添及び字碓を加える。

4 事業施行期間

昭和 49 年 3 月 2 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 5 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 18 年 12 月 20 日	阿蘇市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
かがやき園居宅介護支援事業所 八代市通町 8 番 27 号	田方福祉株式会社	平成 18 年 12 月 22 日

熊本県告示第 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
かがやき園デイサービスセンター 八代市通町 8 番 27 号	田方福祉株式会社	平成 18 年 12 月 22 日

熊本県告示第 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
かがやき園デイサービスセンター 八代市通町 8 番 27 号	田方福祉株式会社	平成 18 年 12 月 22 日

熊本県告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
陽向 八代市古城町 2914 番地 1	アニス株式会社	平成 18 年 12 月 14 日

熊本県告示第 10 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
陽向 八代市古城町 2914 番地 1	アニス株式会社	平成 18 年 12 月 14 日

熊本県告示第 11 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町 8 番 27 号	田方福祉株式会社	平成 18 年 12 月 22 日

熊本県告示第 12 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
かがやき園ヘルパーステーション 八代市通町 8 番 27 号	田方福祉株式会社	平成 18 年 12 月 22 日

熊本県告示第 13 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人焔介護支援センター・イルカ 天草市亀場町亀川 142 番地 7	社会福祉法人焔	平成 18 年 12 月 13 日

熊本県告示第 14 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人煌介護支援センター・イロカ 天草市亀場町亀川 142 番地 7	社会福祉法人煌	平成 18 年 12 月 13 日

熊本県告示第 15 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	甲佐小川線	下益城郡美里町大字中郡字城山 2520 番 6 地先から 同町大字中郡字梨尾 2867 番 17 地先まで	408.9	緊道整

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 10 日

熊本県告示第 16 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇公園下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字葛原 5542 番 2 地先から 同 所 5541 番 2 地先まで	57.2	仮設迂回路

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 12 日

熊本県告示第 17 号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり告示し、告示の日から供用を開始する。

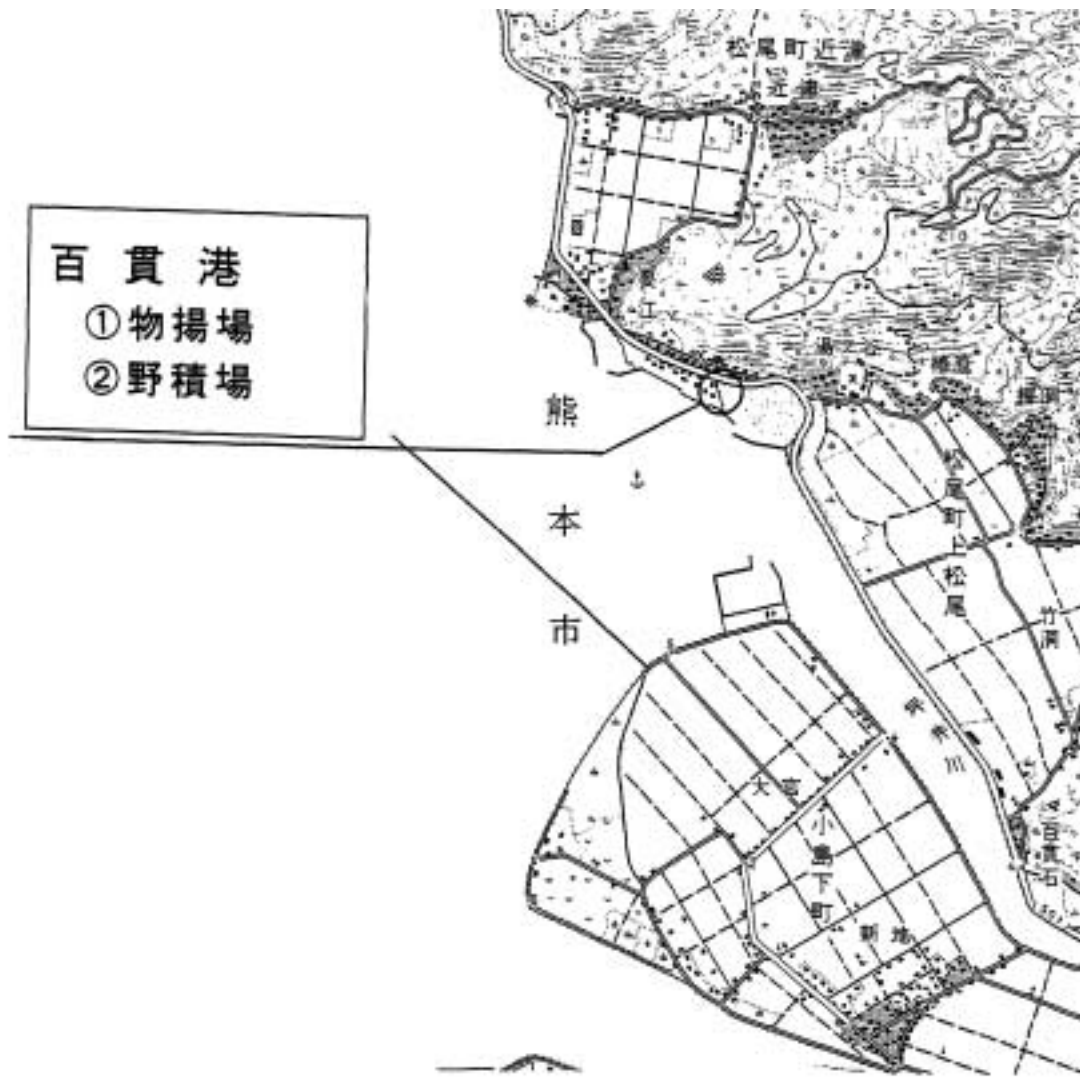
平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 港湾名 百貫港
- 2 所在 熊本市松尾町上松尾字要江地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力（構造）
①	物揚場	延長 30.2 メートル、水深マイナス 0.5 メートル
②	野積場	面積 731.3 平方メートル、アスファルト舗装

4 位置図



公 告

熊本県公告第 1 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、つぎのとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市南島字高道 1271 番 3、同 1271 番 4、同 1271 番 5 及び同 1272 番 1
4,998.76㎡
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区中洲中島町 2 番 3 号
ローレル石販株式会社

熊本県公告第 2 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字井寺字中大羽根 139 番 1、同 139 番 2、同 139 番 4、同 139 番 5、
同 142 番、同 147 番 2 及び同 147 番 3
11,863.76 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋箱崎町 18 番 11 号
ミクロ技研株式会社

熊本県公告第 3 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により次のとおり行った昭和 47 年 4 月 13 日熊本県告示第 287 号の道路位置指定は平成 18 年 12 月 13 日に廃止したので、公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡益城町大字広崎 579 番地
- 2 築造者の氏名 田邊菊野
- 3 道路の位置 上益城郡益城町大字広崎字居屋敷 579 番 3
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 33.70 メートル
- 6 指定年月日 平成 47 年 4 月 8 日
- 7 指定番号 建第 2 号

熊本県公告第 4 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
医療情報システム等 一式
 - (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 借入期間
平成 19 年 3 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで
 - (4) 納入期限
平成 19 年 2 月 28 日（水）
 - (5) 納入場所
熊本県立こころの医療センター
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 60 月賃貸借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目 OA 機器類（業務区分：2）業務委託 第一分類：18）リース・レンタル 第二分類：01）OA 機器類）に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の（4）の入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 1 月 10 日（水）から平成 19 年 2 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
4 に記載のとおり

- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県立こころの医療センター事務部総務課（管理棟1階）
郵便番号 861-4154 熊本県下益城郡富合町平原391
電話 096-357-2151 内線225
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年1月10日（水）から平成19年2月20日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成19年1月17日（水）午前11時から
イ 場所
熊本県立こころの医療センター会議室（管理棟2階）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年2月21日（水）午前11時から
イ 場所
熊本県立こころの医療センター会議室（管理棟2階）
- (5) 入札書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年2月20日（火）までに必着するように送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数（60月）を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無

- (6) 契約の締結
 ア 契約書作成の要否
 要
 イ 契約の締結期限
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
 ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
 (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
 A set of medical information systems
- (2) Deadline of supply commodity
 February 28th,2007
- (3) Place to supply commodity
 Kumamoto prefectural Mental Care Center
- (4) Date and place to submit bidding proposal
 February 21th,2007,11:00a.m.
 Kumamoto prefectural Mental Care Center
 2th floor conference room
 391 Hirabaru,Tomiaitown,Shimomashiki county,Kumamoto prefecture
 861 - 4154 japan
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
 February 20th,2007
- (6) Language and currency to be used for bidding
 japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
 Kumamoto prefectural Mental Care Center
 General Affairs Division
 391 Hirabaru,Tomiaitown,Shimomashiki county,Kumamoto prefecture
 861 - 4154 japan
 tel:096 - 357 - 2151

熊本県公告第 5 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
 平成 18 年 12 月 21 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 嶋本建設株式会社
 熊本市戸島西 7-8-45
 代表取締役 嶋本 和玖一
 熊本県知事許可（特-17）第 7101 号
- 3 処分の内容
 建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
 熊本県内における建設業の営業の全部
 - (2) 期間
 平成 19 年 1 月 4 日から平成 19 年 1 月 18 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
 嶋本建設株式会社は、平成 15 年 3 月 31 日及び平成 16 年 3 月 31 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通

知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 6 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字舟入 1936 番 1、同 1944 番、同 1945 番、同 1946 番 1、同 1946 番 7、同 1947 番 9、同 1948 番 2 及び同 1949 番 1
29,506.67 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目 1 番 88 号
積水ハウス株式会社

熊本県公告第 7 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字西沖 3794 番 55 及び同 3794 番 103
499.80 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市麻生田二丁目 4 番 32 号
田中 耕二
熊本市麻生田二丁目 4 番 32 号
田中 光子

熊本県公告第 8 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	苓北二期 (富岡地区排水路 2号工区) (苓北町)	平成 15 年 7 月 16 日	平成 15 年 10 月 23 日	熊本県
農業用道路	苓北二期 (福連木工区) (天草市)	平成 15 年 12 月 19 日	平成 18 年 1 月 31 日	熊本県
農業用道路	苓北二期 (城山農道工区) (苓北町)	平成 16 年 3 月 31 日	平成 16 年 12 月 8 日	熊本県
農業用道路	苓北二期 (沖の田農道工区) (苓北町)	平成 15 年 8 月 13 日	平成 15 年 11 月 28 日	熊本県

熊本県公告第 9 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく行政処分について、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者の建築士の種別 二級建築士
- 2 処分年月日 平成 18 年 12 月 26 日
- 3 処分内容 業務停止 4 月間
- 4 適用条項 建築士法第 18 条及び第 24 条

熊本県公告第 10 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく行政処分について、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者の建築士の種別 二級建築士
- 2 処分年月日 平成 18 年 12 月 26 日
- 3 処分内容 業務停止 3 月間
- 4 適用条項 建築士法第 34 条の 2

熊本県公告第 11 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
山鹿市鹿本町来民字鬼丸 2313 番 4
田 2,342 平方メートル
最低売却価格 4,450,000 円
- 2 入札期日
平成 19 年 3 月 9 日（金）午前 10 時
- 3 入札場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館地下 1 階 監理課入札室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成 19 年 3 月 7 日（水）午後 5 時
(郵送の場合は提出期限までに必着)
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書
(2) 個人の場合 印鑑証明書
(3) 法人の場合 印鑑証明書
(4) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 19 年 3 月 20 日（火）
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 2 階 熊本県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県

財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。

- (5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話 096-333-2122）

熊本県公告第 12 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

日 時	場 所	聴こうとする案件
平成 19 年 2 月 1 日 午後 1 時 30 分から	熊本県庁行政棟本館 3 階 301 会議室	ニホンジカに係る第 3 期特定鳥獣保護管理計画の策定について

熊本県公告第 13 号

県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 1 月 11 日から
平成 19 年 2 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 天草町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 14 号

県営楠浦地区（今村工区）経営体育成基盤整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 1 月 11 日から
平成 19 年 2 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 本渡土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

訓 令

熊本県訓令第 1 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

起債台帳及繰替使用台帳整理二関スル手続を廃止する訓令を次のように定める。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

起債台帳及繰替使用台帳整理二関スル手続を廃止する訓令
起債台帳及繰替使用台帳整理二関スル手続（昭和 2 年熊本県訓令第 34 号）は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。

登載依頼

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 178 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川水系の上内田川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

- 1 竿釣り以外の漁法の禁止区域
山鹿市菊鹿町上内田字吉原地内の砂防ダム下流端から下流 750 メートルの吉原堰上流端までの区域。
- 2 指示の有効期間
平成 19 年 1 月 10 日から平成 21 年 1 月 9 日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第 179 号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び同法第 130 条第 4 項の規定に基づき、菊池川の水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 37 条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 伊勢田弘志

- 1 採捕禁止区域
菊池川右岸山鹿市川辺地区岩野川吐合口に設置した標柱と左岸同市大字志々岐字牛草 2005 番地の 2 に設置した標柱を結んだ線から下流へ 1000 メートルまでの区域。
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第 31 条の規定で定められた採捕禁止区域と重複する区域を除く。
- 2 指示の有効期間
平成 19 年 1 月 27 日から平成 21 年 1 月 26 日まで

熊本県選挙管理委員会告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項に基づくその総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

その総数の 50 分の 1	29,979
その総数が 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	316,485
その総数の 3 分の 1	499,635

熊本県選挙管理委員会告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数（40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

選挙区名	
熊本市選挙区	154,892
八代市選挙区	28,118
人吉市選挙区	10,068
荒尾市選挙区	15,608
水俣市選挙区	8,022
玉名市選挙区	12,075
本渡市選挙区	10,622
山鹿市選挙区	8,839
牛深市選挙区	4,773
菊池市選挙区	7,225

宇土市選挙区	10,209
宇土郡選挙区	5,455
下益城郡選挙区	23,069
玉名市選挙区	20,389
鹿本郡選挙区	15,704
菊池郡選挙区	36,903
阿蘇郡選挙区	20,997
上益城郡選挙区	23,796
八代郡選挙区	13,131
芦北郡選挙区	7,483
球磨郡選挙区	17,355
天草郡上島選挙区	14,055
天草郡下島選挙区	9,296

熊本県選挙管理委員会告示第 3 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 99 条第 2 項の規定に基づく選挙権を有するものの総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県有明海区	3,183 人
天草不知火海区	3,052 人

熊交企公告第 929 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 10 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
自転車による交通事故を防止するための調査研究業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約日の翌日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
ア 入札金額は、自転車による交通事故を防止するための調査研究業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうち、有資格者として営業種目の「交通関係調査」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成 19 年 1 月 10 日（水）から平成 19 年 1 月 17 日（水）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資
 格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、
 競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成 19 年 1 月 10 日（水）から平成 19 年 1 月 22 日（月）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部交通部交通企画課庶務係（熊本県警察本部庁舎 2 階）
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 電話番号 096-381-0110 内線 5012
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 19 年 1 月 10 日（水）から平成 19 年 1 月 22 日（月）までの日（県の休日を
 除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 交付場所
 5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 19 年 1 月 26 日（金）午前 11 時から
 イ 場所
 熊本県警察本部庁舎 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法
 6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5
 に記載の場所に平成 19 年 1 月 25 日（木）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留
 郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額
 を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又
 はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に
 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険
 証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共
 団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわ
 たって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出した
 とき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがない
 と認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入
 札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札

- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
 - 無
- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - 要
 - イ 契約の締結期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 5 号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 12 月 26 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭夫

- 1 開催日時
 - 平成 19 年 1 月 24 日（水）
 - 午後 6 時 30 分から午後 9 時まで
- 2 開催場所
 - 熊本市水前寺公園 28-51
 - 熊本テルサ 2 階会議室「つばき」
- 3 議題
 - 平成 18 年度 12 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
 - 10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 - 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
 - （電話 096-333-2240 ダイアルイン）

正 誤

平成 18 年 8 月 25 日熊本県告示第 870 号（海岸法第 3 条の規定に基づく海岸保全区域の指定の一部改正）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	30 ～	次の点 A 号から点 Y 号を順次結んだ線及び点 A 号と点 Y 号とを結んだ線により	次の各点を順次結んだ線及び点 A 号及び点 Y 号を結んだ線により囲まれた区域

	31	囲まれた区域並びに点イ号から点チ号を順次結んだ線及び点イ号と点チ号とを結んだ線により囲まれた区域	
3	11	四ツ山 4 等三角点	三池港灯台四ツ山 4 等三角点
	12	332 度 27 分 452.3 メートルの点	152 度 14 分 455.4 メートルの点